



株式会社ビジケア

LINE



次世代訪問看護師によるe-learning

▶訪問看護に関する最新情報はこちら

# 複数名精神科訪問看護加算とは？ 【医療保険】

株式会社のびしろ

訪問看護ステーションのびしろ太田

代表取締役／管理者

野代 龍平

# CONTENTS

- 1 複数名精神科訪問看護加算の概要
- 2 複数名精神科訪問看護加算の留意点
- 3 複数名精神科訪問看護加算のQ&A



# 複数名精神科訪問看護加算の概要

3

## 複数名精神科訪問看護加算とは？

複数名精神科訪問看護加算とは、**同時に保健師または看護師と他の保健師、看護師、准看護師、作業療法士、看護補助者、精神保健福祉士との同行による訪問看護を実施した場合**（30分未満の場合は除く）に加算できるものです。

加算の料金については、訪問者の組み合わせによって異なります。

### 対象者

- 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- 利用者およびその家族それぞれへの支援が必要な者
- その他

# 複数名精神科訪問看護加算の概要

## 複数名精神科訪問看護加算の料金

利用者の人数※ /訪問者	保健師又は看護師 + 他の保健師、看護師又は作業療法士	保健師又は看護師 + 準看護師	保健師又は看護師 + 看護補助者又は精神保健福祉士
①同一建物内に1人の場合	ア. 1日に1回 4,500円	ア. 1日に1回 3,800円	
②同一建物内に2人の場合 当加算を算定する利用者全員に対し 右記を算定	イ. 1日に2回 9,000円 ウ. 1日に3回 14,500円	イ. 1日に2回 7,600円 ウ. 1日に3回 12,400円	3,000円
②同一建物内に3人以上の場合 当加算を算定する利用者全員に対し 右記を算定	ア. 1日に1回 4,000円 イ. 1日に2回 8,100円 ウ. 1日に3回 13,000円	ア. 1日に1回 3,400円 イ. 1日に2回 6,800円 ウ. 1日に3回 11,200円	2,700円

※同一建物に内において、当加算又は複数名訪問看護加算(同時に指定訪問看護を実施する種目及び1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る)を同一日に算定する利用者の人数に応じて加算

# 複数名精神科訪問看護加算の留意点

5

## 複数名精神科訪問看護加算の留意点

- 利用者または家族等の同意を得る必要があります。
- 医師が複数名訪問の必要性があると認め、精神科訪問看護指示書にその旨の記載がある場合に算定できます。
- 単に2人の保健師等、看護補助者又は精神科保健福祉士が同時に指定訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできません。
- 1人以上は保健師または看護師である必要があります。
- 保健師又は看護師と同行する看護補助者は、常に同行の必要はありませんが、必ず利用者の居宅において両者が同時に滞在する一定の時間を確保する必要があります。

### 補足説明

令和2年度改定から、精神科訪問看護指示書に「**複数名訪問の必要性及びその理由**」の記載が必要となりました。



# 複数名精神科訪問看護加算のQ&A

6

## Q1

複数名訪問看護加算及び複数名精神科訪問看護加算について、同一建物に居住するA、B、C3人の利用者に、同一の訪問看護ステーションが、以下のような訪問を行った場合には、同一建物居住者に係るいずれの区分を算定することとなるか。

- ①A：他の看護師との訪問看護/B：他の看護師との訪問看護/C：他の理学療法士との訪問看護
- ②A：他の看護師との訪問看護/B：他の看護師との訪問看護/C：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に1回）
- ③A：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に1回）/B：他の訪問看護補助者との訪問看護（「二」の1日に1回）/C：他の看護補助者との精神科訪問看護
- ④A：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に2回）/B：他の看護補助者との訪問看護（「二」の1日に2回）/C：他の看護補助者との精神科訪問看護

令2.3.31 厚生労働省保険局医療課 疑義解釈資料の送付について（その1）

## A1

それぞれ以下のとおり。

- ① A、B、Cいずれも、複数名訪問看護加算の「看護師等」「同一建物内3人以上」を算定。
- ② A及びBは、複数名訪問看護加算の「看護師等」「同一建物内2人」を算定。  
Cは、複数名訪問看護加算の「看護補助者（二）」「1日に1回の場合」「同一建物内1人」を算定。
- ③ A及びBは、複数名訪問看護加算の「看護補助者（二）」「1日に1回の場合」「同一建物内3人以上」を算定。  
Cは、複数名精神科訪問看護加算の「看護補助者」「同一建物内3人以上」を算定。
- ④ A及びBは、複数名訪問看護加算の「看護補助者（二）」「1日に2回の場合」「同一建物内2人」を算定。  
Cは、複数名精神科訪問看護加算の「看護補助者」「同一建物内1人」を算定。

